

役員及び理事会規定

JAB S052:2019

第 6 版 : 2019 年 6 月 6 日

第 1 版 : 2010 年 8 月 5 日

公益財団法人 日本適合性認定協会

(総則)

- 第1条 この規定は、公益財団法人日本適合性認定協会(以下、「この法人」という。)の理事及び監事(以下、理事及び監事を「役員」という。)並びに理事会について定める。
- 2 この法人の役員及び理事会については、法令並びにこの法人の定款及び別の定めによるもののほかは、この規定による。

(役員の設定)

- 第2条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とする。
- 3 理事のうち、若干名を常務理事、若干名を執行理事とすることができる。
- 4 理事長、及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事、及び執行理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 5 専務理事、常務理事、及び執行理事は、常勤とする。
- 6 理事は、評議員又は監事を兼ねることはできない。
- 7 監事は、評議員、理事又は使用人を兼ねることはできない。

(役員を選任等)

- 第3条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合は、監事の同意(監事が2名である場合は監事全員の同意)を受けなければならない。
- 3 理事長、専務理事は、理事会の決議によって、選定する。
- 4 常務理事、執行理事を設けること、及びその選定は理事会の決議による。
- 5 理事又は監事を選任する場合には、次の各号の要件のいずれをも満たさなければならない。
- (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等以内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様とする。
- (2) 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様とする。
- (3) 一般社団法人及び財団法人に関する法律(以下、「一般社団・財団法人法」という。)第177条で準用する同法第65条第1項に規定する者は、役員となることはできない。
- (4) 理事が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「公益法人認定法」という。)第6条第1号の欠格事由に該当しないものであること。監事についても同様とする。
- 6 この法人の業務遂行上、認定機関としての観点より、利害衝突が懸念される者は排除する。

(役員選任の基準)

第4条 役員は、前第3条第7項及び第8項の定めに加え、以下の基準及び必要に応じて本条の下位文書に規定される具体的条件を満たすことが求められる。

(1) 理事長

社会的に多大な実績が認められていることに加え、適合性評価に係る優れた識見を備えている者

(2) 専務理事

次の全てを備え又は満たす者

イ 適合性評価に係る知見、識見の具備

ロ 経営者として十分な管理能力と経験、又は同等の資質

ハ 国際間での意思疎通に必要な語学力

(3) 常務理事、執行理事

専務理事に求められる条件に準じる見識と実務経験を有する者

(4) その他の理事

定款に規定する事業目的に賛同し、かつ、この法人に係る経営上の識見を有する者

(5) 監事

この法人の経営を、公正性、合法性、合理性の面から監視、監査する立場として必要とされる、法律、会計、税務及びこの法人の事業に係る十分な識見を有する者

(理事の職務及び権限)

第5条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところに加え、理事会が定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長、及び専務理事は、法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

理事長、及び専務理事の職務及び権限は、次に定めるもののほか、理事会にて定める。

(1) 理事長は、理事会を代表し、その業務を統轄するとともに、次の事項の執行に関して責任と権限をもつ。

イ 理事会運営

ロ 事業計画と収支予算の編成に係る業務

ハ 事業報告書、事業報告の附属説明書及び決算書類の作成に係る業務

ニ 資産管理に係る業務

ホ 契約に係る業務

ヘ 認定に係る業務

ト 政府間相互承認に関する指定調査に係る業務

チ 次に掲げる業務

① 適合性に係る登録された組織の公表

② 適合性に係る調査・研究

③ 適合性に係る普及・啓発

④ 適合性に係る内外関係機関との交流・協力

リ 事務局業務及び人事に係る業務

(2) 専務理事は、理事長を補佐して業務を総括し、理事長に事故あるとき又は欠

けたときは、その職務を代行する。

- 3 常務理事、及び執行理事は、法令、この法人の定款及び理事会の定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 4 その他の理事の役割、担当業務は、理事会の定めるところによる。
- 5 理事長、専務理事、常務理事及び執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第6条 監事は、次の職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査し、各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前第4号の場合において、必要があると認めるとき、理事長に対し理事会の招集を請求すること。
- (6) 前第5号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、理事会を招集すること。
- (7) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類及び電磁的記録その他の資料を調査すること。
- (8) 前第7号の場合において、法令若しくは定款に違反し、著しく不当な事実があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (9) 理事が、この法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対して、当該行為をやめることを請求すること。
- (10) その他法令及び定款に定められた職務。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して、事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、その他法令若しくは定款に定められた権限を行使する。

(役員任期及び在籍年齢)

第7条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 役員は、この規定の第2条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任した者が就任するまで、なお当該役員としての権利義務を有する。
- 4 補欠又は増員により選任された役員任期は、前第1項及び第2項の規定にかかわ

らず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

- 5 役員の前在籍年齢に関する規定は、別に定める。

(役員の前任)

第8条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会において、決議により、解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 2 前第1項に規定する場合において、監事の解任に係る決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 3 前2項に規定する場合において、理事又は監事が、前第1項第1号に該当するときは、評議員会が解任に係る決議を行うに先立って、当該役員に通知するとともに、評議員会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員に対する報酬等)

第9条 役員に対しては、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前第1項の基準は、公表するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。
- 4 前3項に関し必要な事項は、評議員会が別途定める。

(役員の前取の制限)

第10条 役員は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 役員が自己又は第三者のために、この法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 役員が自己又は第三者のために、この法人と取引をしようとするとき。

(3) この法人がその役員の前取を保証することその他役員以外の者との間においてこの法人と当該役員との利益が相反する取引をしようとするとき。

- 2 前第1項の前取をした役員は、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員の前法人に対する損害賠償責任及びその責任の一部免除)

第11条 役員は、その職務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 前第1項の責任は、全評議員の同意がなければ、免除することができない。
- 3 前第2項の規定にかかわらず、役員の前第1項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、一般社団・財団法人法第198条で準用する同法第113条の第2項及び第3項に規定する手続きを経て、同法同条第1項第1号に掲げる損害賠償額から同法同条同項第2号に掲げる最低責任限度額を控除して得た額を限度として、評議員会の決議によって免除することができる。
- 4 前第2項及び第3項の規定にかかわらず、この法人は、一般社団・財団法人法第198条で準用する同法第114条第1項及び定款第39条の定めに基づき、役員の前

前第1項の責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員が職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前第3項に規定により免除することができる額を限度として、当該理事を除く理事会の決議によって免除することができる。

- 5 前第4項の規定による、定款第39条の定めに基づいて役員を免除する旨の理事会の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、一般社団・財団法人法第198条で準用する同法第113条第2項に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べる旨を評議員に通知しなければならない。ただし、当該期間は、1か月を下回るできない。
- 6 総評議員の10分の1以上の評議員が前第5項の期間内に同項の異議を述べたときは、この法人は、前第4項の規定による定款の定めに基づく責任を免除してはならない。

(役員に対する第三者に対する損害賠償責任)

第12条 役員が、その職務を行うについて悪意又は重大な過失あったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、一般社団・財団法人法第198条で準用する同法第117条第2項に規定する場合において、同法同条第2項のただし書きに規定する証明をしたときは、この限りではない。

(役員連帯責任)

第13条 役員が、この法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負ったときは、これらの者は連帯債務者とする。

(役員に対する損害賠償保険附保)

第14条 この法人は、役員について全損を填補する損害賠償保険に附保する。

(新任役員への職務説明)

第15条 この法人は、新任の役員に対して、当該役員が職務について説明し、その事実を記録に残す措置を講ずるものとする。

(理事会及び下部組織の設置)

第16条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会の下に、事務局長、及びアドバイザリコミッティを置く。

3 事務局長の下に、事務局を置く。

(理事会の構成)

第17条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第18条 理事会は、法令又はこの法人の定款に定めるもののほか、次の事項について決議する。

(1) 業務執行に係るトップマネジメントとして、この法人の業務執行の決定

- (2) 次に掲げる規定の制改廃
 - イ アドバイザリコミッティ規定(S071)
 - ロ 倫理規則(S321)
 - ハ 認定に関する異議申立て及び苦情対応規定(SG200)
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 理事長、専務理事、常務理事及び執行理事の選定及び解職
 - (5) 役員報酬規程に基づく理事報酬の決定
 - (6) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等、評議員会の招集に関する事項の決定
 - (7) 事業計画書、収支予算書、並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の、毎事業年度開始の日の前日までの、承認
 - (8) 事業報告及び決算の、監事の監査後かつ評議員会に先立つ、承認
 - (9) この法人の定款に定められた資産管理に係る事項の承認
 - (10) この法人の業務執行に影響を持つ重要な契約又は協定に係る事項の承認
ただし、評議員会承認事項として法令に定めのあるものを除く
 - (11) 認定に係る事項の承認
ただし、認定に関する決定に係る権限を除く
 - (12) 指定調査の判定に係る事項の承認
ただし、指定調査の判定に関する決定に係る権限を除く
 - (13) アドバイザリコミッティに係る事項の承認
 - (14) 料金に係る事項の承認
 - (15) 関連機関との関係分析表の新規及び見直しに係る事項の承認
- 2 理事会は、法令、定款又は前第1項に定めるもののほか、この法人の業務執行に必要な事項を決定する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、法令及び定款で評議員会の決議を必要とすると定めた事項については、決定することができない。

(理事会の種類及び開催)

第19条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は、2月又は3月開催の予算理事会及び5月又は6月開催の決算理事会の年2回開催とする。
- 3 臨時理事会は、定時理事会以外の理事会とし、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めて招集したとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前第2号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) この規定の第6条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき。
 - (5) この規定の第6条第1項第6号の規定により、監事が招集したとき。

(理事会の招集)

第20条 理事会は、理事長が招集する。ただし、この条の第3項、第4項及び第5項に規定する場合を除く。

- 2 理事長は、前第19条第3項第2号又は同条同項第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事、常務理事がその順序にて代わってこれにあたり、専務理事も常務理事も不在の場合は、その他の理事が理事会を招集する。
- 4 前第19条第3項第3号による場合は、その請求をした理事が招集する。
- 5 前第19条第3項第5号による場合は、その請求をした監事が招集する。
- 6 前第1項から第5項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第21条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の決議)

第22条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第23条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合を除く。

(理事会の報告の省略)

第24条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団・財団法人法第197条で準用する同法第91条第2項に基づく報告は、この限りでない。

(理事会の議事録)

第25条 理事会の議事については、法令及びこの条の定めに基づき、議事録を作成しなければならない。

- 2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。
- 3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - (1) 理事会が開催された日時及び場所
 - (2) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - イ 一般社団・財団法人法第93条第2項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
 - ロ 同法第93条第3項の規定により理事が招集したもの
 - ハ 同法第101条第2項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの
 - ニ 同法第101条第3項の規定により監事が招集したもの

- (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
 - (5) 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 一般社団・財団法人法第84条第1項各号の取引をした理事が、同法第92条第2項の規定により、当該取引についての重要な事実を理事会に報告したとき。
 - ロ 監事が、同法第100条の規定により、理事の不正行為等又は法令若しくは定款違反等の事実を認め、その旨を理事会に報告したとき。
 - ハ 監事が、同法第101条第1項の規定により理事会に出席し、必要があると認めて、意見を述べたとき。
 - (6) 理事会に出席した理事及び監事の氏名
 - (7) 理事会の議長の氏名
- 4 次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
- (1) この規定の第23条の定めにより、理事会の決議があったものとみなされた場合、次に掲げる事項
 - イ 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ロ イの事項の提案をした理事の氏名
 - ハ 理事会の決議があったものとみなされた日
 - ニ 理事会の議事録の作成に係わる職務を行った理事の氏名
 - (2) この規定の第24条の定めにより、理事会への報告を要しないものとされた場合、次に掲げる事項
 - イ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ロ 理事会への報告を要しないものとされた日
 - ハ 理事会の議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 5 理事会の議事録には、次により、議事録署名人による記名押印等の措置をとらなければならない。
- (1) 理事会の議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事長、専務理事、及び監事が、これに記名押印しなければならない。
 - (2) 理事会の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
- 6 理事会の議事録は、理事会の日から10年間、この法人の主たる事務所に備え置かななければならない。
- 7 評議員は、この法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
- (1) 前第6項の理事会の議事録が、書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - (2) 前第6項の理事会の議事録が、電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 8 この法人は、債権者が理事又は監事の責任を追及する必要があるかつ裁判所の許可

を得て前第6項の理事会の議事録について前第7項の各号に掲げる請求を行ったときは、これに応じなければならない。

- 9 この法人は、裁判所が一般社団・財団法人法第197条で準用する同法第97条第4項に基づき前第8項の許可をしないときは、前第8項の請求を拒絶することができる。

(理事会の運営規則)

第26条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又は定款に定めるもののほか、理事会が定める。

(改定)

第27条 この規定の改定は、評議員会の決議により行う。

(引用文書、関係様式)

第28条

文書番号	文書名
S001	定款

附則

この規定は、2010年8月5日から施行する。

附則

この改定(第2版)は、2013年度に関する定時評議員会の終結をもって施行のこととする。

附則

この改定(第3版)は、2017年6月13日開催の評議員会の終結をもって施行のこととする。

附則

この改定(第4版)は、2018年6月12日開催の定時評議員会の終結をもって施行のこととする。

附則

この改定(第5版)は、2019年4月1日から施行する。

附則

この改定(第6版)は、2019年6月6日開催の定時評議員会の終結をもって施行のこととする。

改定履歴（公開文書用）

版番号	改定内容概略	発行日	文書責任者	承認者
1	S052 新規発行	2010-08-05	総務部長	第1回評議員会
2	第11回評議員会第3号議案に基づく改定。第2条、第3条、第4条、第5条、第18条、第20条、第25条の変更、(引用文書、関係様式)第28条の新設。その他「定期評議員会/理事会」を「定時評議員会/理事会」に修正。	2014-06-10	総務部長	第11回評議員会
3	第16条 理事会の下部組織の位置付け構成を改定 第1条第3項を削除	2017-06-13	総務部長	第20回評議員会
4	代表理事体制の変更に基づく改定。関連する次の条文の記載を修正。第2条第4号と第5項、第4条第(2)号と第(3)号、第5条第2項と第3項、第25条第2項	2018-03-27	総務部長	第21回評議員会
5	定款第4版改定に伴う改定。 第16条 理事会の下部組織の位置づけ変更、改廃、第18条理事会の権限の改定 その他、表現の見直し。	2019-03-26	総務部長	第24回評議員会
6	第18条(2)号(理事会が制改廃を行う規定)の改定	2019-06-06	総務部長	第25回評議員会

公益財団法人日本適合性認定協会

〒108-0014 東京都港区芝 4 丁目 2-3

NMF 芝ビル 2F

Tel.03-6823-5700 Fax.03-5439-9586

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします